

◎新潟県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川谷十町歩線
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員       | 延 長       |
|--|------|-----------------|-----------|
| 上越市吉川区河沢字西袋794番1から<br>同市吉川区山口字二十刈227番1まで | 新    | (A)6.4～11.0メートル | 115.0メートル |
| 上越市吉川区河沢字西袋829番1から<br>同市吉川区山口字二十刈220番1まで |      | (B)3.0～11.8メートル | 164.2メートル |
| 上越市吉川区河沢字西袋794番1から<br>同市吉川区山口字二十刈227番1まで | 旧    | 6.4～11.0メートル    | 115.0メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。